

平成 30 年 11 月 21 日
全国健康保険協会

傷病手当金と労働者災害補償保険の休業補償給付との 併給調整に係る会計検査院の指摘について

平成 30 年 11 月 9 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、平成 29 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会において支給決定した傷病手当金の一部において、労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整が適正に実施されていないことについて不当事項との指摘があった。

1 事案の概要

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 99 条の規定により、被保険者が療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない場合には、傷病手当金を支給することとされている。また、同法第 1 条の規定において、健康保険給付は労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷等に関して行うとされていることから、業務上の疾病、負傷等に関しては、保険給付を行わないこととしている。さらに、昭和 33 年 7 月 8 日付厚生省保険局健康保険課長通知「労働者災害補償保険法による休業補償費と健康保険法による傷病手当金との併給について」において、休業補償を受給している者が業務外の傷病によっても労務不能となった場合には、傷病手当金の併給調整を行うとされている。
- ② このため、傷病手当金の申請者は、傷病手当金支給申請書に労働者災害補償保険の休業補償給付受給の有無を記載することとなっており、協会の支部が併給調整の要否を確認することができるようにしている。
- ③ しかし、協会の支部において、申請者に労働者災害補償保険の休業補償給付受給の有無を確認した結果、「はい」または「請求中」と確認できていたにもかかわらず、併給調整の要否についての確認が十分に行われていなかったことにより、併給調整が適正に実施されていない事例があった。

2 会計検査院の指摘

会計検査院は、本件について、5 支部 10 件の傷病手当金の支給において、併給調整が適正でなく、適正な支給額との差額 14,797,194 円が不当と認められるとして指摘されたものである。

3 協会における対応

- ① 各支部に対して、傷病手当金と労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整に係る取扱いについて改めて徹底し、適正な事務処理を指示した。
- ② 会計検査院の指摘のあった 14,797,194 円については、速やかに返納の措置を講じる。